

岐阜市地域包括支援センター 南部運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人 社団 慈朋会が開設する岐阜市地域包括支援センター 南部(以下「センター」という。)が行う指定介護予防支援の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、センターの保健師、介護支援専門員、社会福祉士、その他の従業者(以下、「担当職員」と言う。)が、要支援状態にある高齢者等に対し適正な指定介護予防支援業務を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 センターの運営について管理者並びに担当職員は、次の運営指針に従い業務を遂行する。

1. センターは、被保険者が要支援状態となった場合、その可能な限り居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われること。

2. センターは、被保険者の要支援認定等に係る申請に対して、利用者の意思を踏まえ、必要な協力を行うこととする。また、被保険者が申請を行っているか否かを確認し、その支援も行う。

3. センターは、被保険者の選択により、心身状況その置かれている環境等に応じて、適切な保健医療サービス及び、福祉サービス、施設等の多様なサービスと事業所の連携を得て総合かつ効果的に介護予防サービスを提供させるよう配慮し努める。

4. センターは、保険者から介護認定調査の委託を受けた場合は公平、中立、さらに被保険者に対し正しい調査を行う。

5. センターは、利用者の意思及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者に提供されるサービスの種類、特定の事業者に不当に偏することのないよう公平、中立に行う。

(センターの名称)

第3条 事業を行うセンターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

1. 名称 岐阜市地域包括支援センター 南部
2. 所在地 岐阜市茜部菱野1-65-2 河八ビル1-B

(従業員の種類、員数、及び職務内容)

第4条 センターに勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

1. 管理者 1名
(1) 管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を職務とする。
2. 担当職員 1名以上
(1) 担当職員は、指定介護予防支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1. 営業日 毎週月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日及び12月30日から1月3日までを除く。

2. 営業時間 月～金 午前8時30分から午後5時
土曜日 午前8時30分から午後12時30分
3. その他 担当職員が営業時間内に欠勤する場合は、電話等により担当職員と連絡取れる体制を確保する。

(指定介護予防支援の提供方法及び内容)

第6条 指定介護予防支援の提供方法及び内容は次のとおりとする。

1. 提供方法 平成26年度岐阜市条例第71号岐阜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例に従って実施する。
2. 利用者の相談を受ける場所は第3条に規定するセンター内又は自宅とする。
3. サービス担当者会議について
 - (1) 開催場所は第3条に規定するセンター内、サービス事業所内又は自宅とする。
 - (2) サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。
4. 担当職員による居宅訪問頻度等
 - (1) 提供開始月
 - (2) 提供開始月の翌月から起算して3月に1回
 - (3) サービスの評価期間が終了する月
 - (4) 利用者の状況に著しい変化があったとき
なお、利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、サービス事業所を訪問する等の方法により利用者に面接するように努めるとともに、当該面接ができない場合にあつては、電話等により利用者との連絡を実施する。
5. モニタリングの結果記録 少なくとも1月に1回

(利用料、その他の費用)

第7条 指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額、その他の費用については次のとおりとする。

1. センターは指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 岐阜市地域包括支援センター 南部の通常の実施地域は、次に掲げる地域とする。
岐阜市・・・加納、加納西、茜部

(事故発生時の対応)

第9条 担当職員は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(事業に対する利用者の主体的な参加について)

第10条 計画の作成にあたっては利用者から担当職員に対して複数のサービス事業者等の紹介を求めることが可能である。また、計画に位置付けたサービス事業者等の選択理由

の説明を求めることが可能である。

(虐待防止の推進)

第11条 利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための措置(虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること)を講じる。

(身体拘束等の禁止)

第12条 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。

(その他運営に関する重要事項)

第13条 センターの担当職員や、その役職員は正当な理由なくその事実上知り得た利用者及び家族等の秘密を漏らしてはならない。また、その必要な措置を講ずることとする。

1. 担当職員等であった者に、業務上知り得た利用者及び家族の秘密を保持させるため、担当職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を担当職員等の雇用契約の内容とする。

2. センターは、自ら提供した介護予防支援、又は、計画に位置付けた介護予防サービス等に対する、利用者からの苦情に敏速かつ適切に対応する。又、苦情処理業務において市町村、国保連に協力を行う。

3. センターは、介護予防支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者、家族に連絡を行い、必要な措置を講じる。

4. センターは、担当職員の質的向上を図るための研修の機会を確保することとする。

5. センターの会計は、他の会計と区分し、毎月4月1日から翌年の3月31日を会計単位とする。

6. センターの運営規程の概要、担当職員、その他職員の勤務体制、サービスの選択に必要な重要事項を見やすい場所に掲示する。

7. 担当職員は、サービス提供を利用者に強要したり当該事業所等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

8. センターは、設備、備品、職員、会計に関する諸記録の整備を行う。又、指定介護予防支援に関する、記録整備については、完結の日から5か年保存しなければならない。

9. この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は医療法人 社団 慈朋会と指定介護予防支援事業者の管理者との協議に基づいて定めるものとする。